

「新設」又は「変更」、該当しない方は取消線で消す

様式第 1

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

平成 年 月 日

檜葉町長殿

原則として、代理人が届け出る場合は、
代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の
委任状を添付し、代表者と代理人の2段書きとし、
委任状を添付する。
(この場合、届出書の押印は代理人のものを使用可)

届出者 福島県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印
代理人 福島県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇 〇〇 印

(担当者) 〇〇課 〇〇 〇〇 電話 (〇〇) (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 番

実務担当者（質疑応答できる人）を記入

工場立地法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字〇〇字〇〇〇〇番地		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	産業分類番号業種	製 品 名	
		自動車部品製造業 (細分類 E3113)	変 更 前	変 更 後
			自動車部分製造業 燃料コック	変更なし
		現行の日本標準産業分類を確認		
3	特定工場の敷地面積	数字は小数点以下切り捨て	変更前 18,000 m ²	変更後 18,000 m ²
4	特定工場の建築面積		変更前 3,200 m ²	変更前 3,900 m ²
5	特定工場における生産施設の面積		別紙 1 のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		別紙 2 のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙 3 のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙 4 のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等	該当なし	
		施 設 の 設 置 工 事	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
※ 整理番号		※ 備考	施設の増設等で造成工事を伴わない場合は、該当なしと記載。	
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

※建築面積について

テント倉庫も構築物であることから、建築面積に含める。

様式 B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

平成 年 月 日

檜葉町長殿

届出者（所在地・名称・代表者名）

短縮申請の場合は、様式第1に代えて
様式Bを使用する。

印

（担当者）

電話（ ）（ ） 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒		
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	産業分類番号業種	製 品 名	
			変 更 前	変 更 後
3	特定工場の敷地面積	変更前	m ²	変更後 m ²
4	特定工場の建築面積	〃	m ²	〃 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等	年 月 日	
		施 設 の 設 置 工 事	年 月 日	
※ 整理番号		※ 備 考		
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場	セ-1	1,000	1,900	+900
(機械プレス工場 A 棟)	(セ-1-1)	(600)	(1,100)	(+500)
(機械プレス工場 B 棟)	(セ-1-2)	(400)	(800)	(+400)
第2製造工場	セ-2	1200	1000	△200
組立工場	セ-3	1000	変更なし	0
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。</p> <p>※生産施設単位に含まれる主要施設は、セ-1-1、セ-1-2といった枝番号を付し、その面積を()内に記入。</p> </div>				
生産施設の面積の合計		3,200	3,900	+900 -200

- 備考 1 施設番号欄には、セ-1 からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第 8 条の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積には、法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄には、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積		増減
		変更前	変更後	
東側周辺部 芝生	リ-1	800 m ²	800 m ²	0 m ²
南側周辺部 樹林地	リ-2	1,500 m ²	1,500 m ²	0 m ²
事務所前 低木地	リ-3	200 m ²	400 m ²	+200 m ²
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		2,500 m ²	2,700 m ²	(+200) m ²
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積		増減
		変更前	変更後	
第2製造工場 屋上緑化施設	リ-4	100 m ²	100 m ²	0 m ²
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計				
緑地面積の合計		2,600 m ²	2,800 m ²	(+200) m ²
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積		増減
		変更前	変更後	
テニスコート	カー-1	200 m ²	200 m ²	0 m ²
緑地以外の環境施設の面積の合計				(+ -) m ²
環境施設の面積の合計		2,800 m ²	3,000 m ²	(+200) m ²

環境施設の面積の合計には、緑地面積と緑地以外の環境施設の面積の合計を記載

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	面積		増減
	変更前	変更後	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	リ-1、リ-2	リ-1、リ-2	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	2,300 m ²	変更なし	0 m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	工場東側は国道に面しており、周辺環境との調和を図るため芝生を整備する。また、南側には住宅地が広がっていることから、緩衝帯として樹林地を設けることとする。		

備考 1 緑地の名称には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

特例工業団地（檜葉南工業団地）に立地する場合は下記のように記載。
以下、H30.4.1 時点の情報のため、届出作成時に確認を要する。

別紙 3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	檜葉南工業団地			
工業団地の所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸外			
工業団地の面積	502,373.43 m ²			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	318,740.28 m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	135,202.15 m ²			
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	128,091.41 m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	0 m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	0 m ²	種類	なし
その他の共通施設	面積	7,017.74 m ²	種類	貯水池、池、調整池、記念碑
その他の面積	面積	48,524.00 m ²	種類	道路、水路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明	別添 1 檜葉南工業団地配置図参照			

- 備考 1 この様式には、工業用地に当該特定工場の新設等が行われる場合にあって法第8条第1項の規定による届出以外の新設等の届出をする場合にのみ記載すること。
- 2 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。
- 3 この様式に該当する工業団地は、郡山西部第一工業団地及び郡山西部第二工業団地であり、その他の工業団地等は記載する必要がありません。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称			
隣接緑地等の所在地		この様式は、特例工業集合地に立地する 場合に添付する。	
隣接緑地等の面積の合計		m ²	
うち緑地（様式第1又は 第2備考2で区別するこ ととされた緑地を除く。）	面積	m ²	/
うち様式第1又は第2 備考2で区別すること とされた緑地	面積	m ²	
うち緑地以外の環境施設面 積	面積	m ²	種類
事業者の負担する総額		設置費用	円
		維持管理費用	円
うち届出者の負担費用		設置費用	円
		維持管理費用	円
隣接緑地等に配置に関する概略図 その他の説明			

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第 1

カッコ内には、当該工場の操業開始日
(当初操業開始日)を記載する。

整理番号

事業概要説明書

増設した施設等の稼働開始日を記載する。

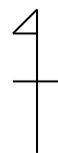
1	生産開始の日 (操業開始 平成 31 年 4 月 1 日)										平成 31 年 4 月 10 日			
2	主要製品別生産能力及び生産数量													
	製 品 名		生 産 能 力				生 産 数 量							
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後				
	燃料コック	変更なし	3,000,000 個 / 月		5,000,000 個 / 月		1,000,000 個 / 月		1,500,000 個 / 月					
3	水源別工業用水使用量 計 600 (単位: トン/日)													
	上 水 道		工 業 用 水 道		河川表流水		井 戸 水		そ の 他		回 収 水		海 水	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	200	300					300	300						
4	電力の使用量 計 20,000 (単位: KWH/日)													
	買 電 に よ る 電 力 使 用 量							自 家 発 電 に よ る 電 力 使 用 量						
	変更前			変更後				変更前			変更後			
	17,000			20,000										
5	従業員数 計 50 (単位: 人)													
	職 員	男	変更前	変更後	工 員	男	変更前	変更後	計	男	変更前	変更後		
		女	10	10		女	0	0		女	10	10		
		5	5	30	30	35	40							
	10	10	0	0	10	10								

備考 1 生産能力 (フル稼働時) 及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A4 を用いて下さい。

パート等であっても、工場内で日常的に働いている人は人数に含める。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

1. 縮尺、方位を明らかにする。
2. 長さ、幅の実数を記入した設計図面などで、できる限り正確なものとする。
3. 変更届の場合には変更前と変更後の状態が比較対象できるよう斜線等で明示。
4. 各建築物の建築面積一覧表を図面の余白に記載。
5. 敷地の周辺部（敷地の境界線から対面する境界線までの距離の 1/5 程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分）を破線で明示。



縮尺 1 /

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示すると共に、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1～2 に記載した施設番号を付記して下さい。

施設 の 名 称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第 1 又は第 2 で区別することとされた緑地	網かけ
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が 100ha 未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha 以上 500ha 未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha 以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	18,000 m²	うち自己所有地	18,000 m²									
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んで下さい。)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">①工業専用地域</td> <td style="width: 33%;">②工業地域</td> <td style="width: 33%;">③準工業地域</td> </tr> <tr> <td>④住居系地域</td> <td>⑤商業系地域</td> <td>⑥市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>⑦非線引都市計画区域</td> <td>⑧都市計画区域外</td> <td>⑨都市計画なし</td> </tr> </table>			①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域	⑦非線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし
①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域										
④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域										
⑦非線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし										
特定工場用地利用状況説明図 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【工場用地が農地の場合】</p> <p>その転用許可の有無、予定を記入</p> <p>なお、県条例などで開発行為の許可または届出が必要な場合は（その予定時期など）について記入。</p> <p>農地転用面積が 20,000m² をこえる場合、農地転用事前審査の写しを添付のこと。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【工場周辺の土地利用状況】</p> <p>檜葉南工業団地<u>以外</u>に工場を立地する場合は、工場周辺の状況を記載(例)</p> <p style="margin-left: 20px;">東側 公園, 住宅街</p> <p style="margin-left: 20px;">西側 社宅</p> <p style="margin-left: 20px;">南側 県道をへだてて田・畑</p> <p style="margin-left: 20px;">北側 他社の工場用地</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">縮尺 1 /</p>		特定工場の用に供する土地の説明 <p>檜葉南工業団地</p> <p>1 土地取得の経過</p> <p style="margin-left: 20px;">平成30年4月1日 ○○から取得</p> <p style="margin-left: 40px;">宅地 16,000 m²</p> <p style="margin-left: 40px;">雑種地 2,000 m²</p>										

- 備考
- 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
 - 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
 - 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
 - 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月	工 事 の 日 程											
	30年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月	31年 1月	年 2月	年 3月
工事の種類												
造成（埋立）工事	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 4/1 → 5/31 </div>											
生産施設の設置工事												
施設の名称	施設番号											
第1製造工場	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 6/1 ← 10/31 </div> <p style="text-align: center;">建築（セ-1 & セ-2）</p>											
第2製造工場												
第3製造工場												
第3製造工場	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 8/15 ← 12/31 </div> <p style="text-align: center;">建築（セ-3）</p>											
環境施設・緑地の設置工事												
施設の名称	施設番号											
東側芝生	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="color: red; text-align: center;">環境施設・緑地の設置については、原則として 生産施設の生産開始日までに完了すること</p> </div>											
南側樹林地												
事務所前低木												
地												
屋上緑化施設												
テニスコート	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 1/10 ← 2/20 </div> <p style="text-align: center;">設置（リ-1～リ-4）</p>											
その他の主要施設の設置工事	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 3/1 ← 3/30 </div>											

- 備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にも当該施設の種類の欄に明記して下さい。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

その他の添付書類（規則第 6 条及び 49.3.30 通達）

1. 特定工場の位置を示す図面

1/25,000 か 1/50,000 の地形図に特定工場の位置を示すこと。

2. 生産工程を示す図面（様式任意）

原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの一連の工程をわかりやすく記入した図面

※ 添付書類 1 及び 2 は、新設届出の場合に添付してください。

変更届出の場合は、必要ありませんが、変更により新製品を製造する場合及び生産工程が変わることとなった場合は、2 を添付してください。

3. 準則計算書

既存工場（昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場）の生産施設の増加を伴う変更の場合添付のこと。

4. 変更理由書（様式任意）

変更に係る届出の場合、当該変更届出内容を簡潔に記したもの